

# 区民委員会議案説明資料

令和5年9月26日

件名	頁
1 第113号議案 足立区パラスポーツ推進協議会条例・・・・・・・・・・	2
2 第114号議案 公益財団法人足立区体育協会の助成等に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・	5
3 第115号議案 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	7
4 第116号議案 足立区老人会館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	10

(地域のちから推進部)

# 第 1 1 3 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区パラスポーツ推進協議会条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	<p><b>1 概要</b> パラスポーツを推進することを目的として協議会を設置する必要があるため、条例を制定する。</p> <p><b>2 制定内容（詳細は、別紙 1・条例案のとおり）</b></p> <p>(1) 目的 ア この条例は、足立区におけるパラスポーツの推進について審議又は調査をするため、足立区パラスポーツ推進協議会を設置し、スポーツを通じた共生社会を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 所掌事項 ア パラスポーツアクションプラン（パラスポーツの推進に係る行動計画をいう。次号において同じ。）の策定に関すること。 イ パラスポーツアクションプランに係る事業の実践及び進捗管理に必要な事項に関すること。 ウ その他パラスポーツに関すること。</p> <p>(3) 組織 ア 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員 30 名以内をもって組織する。 ※ 別途制定する規則に定める構成員に学識者、障がい者スポーツ団体、障がい当事者などを予定。</p> <p>(4) 任期 ア 委員の任期は 3 年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。</p> <p><b>3 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p> <p><b>4 今後の方針</b> 本条例案が可決された際には、「パラスポーツアクションプラン」の策定に速やかに着手する。</p>

条例案

○足立区パラスポーツ推進協議会条例

令和 5 年 10 月 日 条例第 号

足立区パラスポーツ推進協議会条例を公布する。

足立区パラスポーツ推進協議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区におけるパラスポーツの推進について審議又は調査をするため、足立区パラスポーツ推進協議会を設置し、スポーツを通じた共生社会を実現することを目的とする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、区長の附属機関として、足立区パラスポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議又は調査をし、答申する。

- (1) パラスポーツアクションプラン（パラスポーツの推進に係る行動計画をいう。次号において同じ。）の策定に関すること。
- (2) パラスポーツアクションプランに係る事業の実践及び進捗管理に必要な事項に関すること。
- (3) その他パラスポーツに関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員 30 名以内をもって組織する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、そ

の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき、この限りでない。
- 5 協議会の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第8条 協議会は、審議又は調査を効率的にするために必要があるときは、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。  
別表区長の部に次のように加える。

足立区パラスポーツ推進協議会	日額 7,000円
----------------	-----------

# 第 1 1 4 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 6 日

件 名	<p><b>公益財団法人足立区体育協会の助成等に関する条例の一部を改正する 条例</b></p>
所管部課名	<p>地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課</p>
内 容	<p><b>1 概要</b>          公益財団法人足立区体育協会の評議員会（令和 5 年 6 月 2 0 日開催）において、令和 5 年 1 0 月 1 日付で法人の名称変更が承認されたことに伴い、本条例の規定を整備する必要があるため、本条例を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b>          題名の一部、及び第 1 条（目的）第 1 項の法人名称の改正を行う。          （改正前） 公益財団法人足立区体育協会          （改正後） 公益財団法人足立区スポーツ協会</p> <p><b>3 新旧対照表</b>          別紙 2 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>          令和 5 年 1 0 月 1 日</p> <p><b>5 今後の方針</b>          （1）名称変更の周知について          ア 挨拶状の送付（スポーツ関係団体、区議会議員、町会・自治会長 外 約 1, 0 0 0 カ所）          イ 区・体協ホームページ、公社ニュースときめきへの掲載（1 0 月）          ウ スポーツカーニバルの来場者へ周知（1 0 月 9 日 月・祝）          （2）令和 5 年 1 0 月 1 日以降、法人登記の変更手続きを行う。</p>

改正前	改正後
<p>○<u>公益財団法人足立区体育協会</u>の助成等に関する条例                      平成27年7月14日条例第83号                      公益財団法人足立区体育協会の助成等に関する条例を公布する。  <u>公益財団法人足立区体育協会</u>の助成等に関する条例                      (目的)                      第1条 この条例は、足立区(以下「区」という。)が<u>公益財団法人足立区体育協会</u>(以下「協会」という。)に対して助成することにより、区内における体育、スポーツ、レクリエーションの振興を図るとともに、区民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活に寄与し、もって活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とする。</p> <p>第2条～第7条(省略)</p>	<p>○<u>公益財団法人足立区スポーツ協会</u>の助成等に関する条例                      平成27年7月14日条例第83号                      公益財団法人足立区体育協会の助成等に関する条例を公布する。  <u>公益財団法人足立区スポーツ協会</u>の助成等に関する条例                      (目的)                      第1条 この条例は、足立区(以下「区」という。)が<u>公益財団法人足立区スポーツ協会</u>(以下「協会」という。)に対して助成することにより、区内における体育、スポーツ、レクリエーションの振興を図るとともに、区民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活に寄与し、もって活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とする。</p> <p>第2条～第7条(現行のとおり)</p> <p><u>付 則(令和5年 月 日条例第 号)</u>                      この条例は、令和5年10月1日から施行する。</p>

# 第 1 1 5 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例															
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課															
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>現在、区立学童保育室における保育時間は「通常保育」「延長保育」「特別延長保育」に区分しているが、令和 6 年 4 月 1 日から現在の延長保育の時間帯を通常保育として運営を行うため、「足立区立学童保育室条例」の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <table border="1" data-bbox="395 994 1425 1404"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">改正前</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th>通常保育</th> <th>延長保育</th> <th>通常保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校 開校日</td> <td>放課後～午後 5 時</td> <td>午後 5 時～午後 6 時</td> <td>放課後～午後 6 時</td> </tr> <tr> <td>学校 休業日</td> <td>午前 9 時～午後 5 時</td> <td> <b>【朝】</b>                      午前 8 時 3 0 分                      ～午前 9 時  <b>【夜】</b>                      午後 5 時                      ～午後 6 時                 </td> <td>午前 8 時 3 0 分 ～午後 6 時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 延長保育については、全室において追加料金なしで実施している。                  ※ 特別延長保育（午後 6 時～7 時）は、月額 3, 0 0 0 円の費用負担あり。</p> <p><b>3 新旧対照表</b></p> <p>別紙 3 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b></p> <p>令和 6 年 4 月 1 日</p> <p><b>5 今後の方針</b></p> <p>(1) 学童保育室運営に混乱が生じないよう、学童保育室の運営事業者及び職員に対し丁寧な説明を行い、運用開始に向けて各学童保育室の支援を行う。</p> <p>(2) 区民に対し入室申請案内や区ホームページで周知を行うほか、入室説明会で説明を行う。</p>		改正前		改正後	通常保育	延長保育	通常保育	学校 開校日	放課後～午後 5 時	午後 5 時～午後 6 時	放課後～午後 6 時	学校 休業日	午前 9 時～午後 5 時	<b>【朝】</b> 午前 8 時 3 0 分 ～午前 9 時 <b>【夜】</b> 午後 5 時 ～午後 6 時	午前 8 時 3 0 分 ～午後 6 時
	改正前		改正後													
	通常保育	延長保育	通常保育													
学校 開校日	放課後～午後 5 時	午後 5 時～午後 6 時	放課後～午後 6 時													
学校 休業日	午前 9 時～午後 5 時	<b>【朝】</b> 午前 8 時 3 0 分 ～午前 9 時 <b>【夜】</b> 午後 5 時 ～午後 6 時	午前 8 時 3 0 分 ～午後 6 時													

改正前	改正後
<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年3月31日条例第22号</p> <p>(入室の承認)</p> <p>第4条 前条に規定する学童保育室入室資格を有する児童を入室させようとする保護者は、規則で定める手続により申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 学童保育室の保育時間は、授業終了時から<u>午後5時まで</u>、学校の休業日においては、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認める児童については、午後6時まで、学校の休業日においては、午前8時30分からとすることができる。</p> <p><u>4</u> 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入室を承認しない。</p> <p>(1) 心身に著しい障がいをもつ児童であるとき。</p> <p>(2) 感染症に罹患しており他の児童に感染させるおそれのある児童であるとき。</p> <p>(3) 設備その他の事情により保育の余裕がないとき又は保育ができないとき。</p> <p>(4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、保育に不適當な児童であるとき。</p> <p>(特別延長保育)</p> <p>第4条の2 (省略)</p> <p>(承認の取消)</p> <p>第5条 区長は、入室中の児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条に規定する資格を失ったとき。</p>	<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年3月31日条例第22号</p> <p>(入室の承認)</p> <p>第4条 前条に規定する学童保育室入室資格を有する児童を入室させようとする保護者は、規則で定める手続により申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 学童保育室の保育時間は、授業終了時から<u>午後6時まで</u>、学校の休業日においては、<u>午前8時30分から午後6時まで</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>3</u> 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入室を承認しない。</p> <p>(1) 心身に著しい障がいをもつ児童であるとき。</p> <p>(2) 感染症に罹患しており他の児童に感染させるおそれのある児童であるとき。</p> <p>(3) 設備その他の事情により保育の余裕がないとき又は保育ができないとき。</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、保育に不適當な児童であるとき。</p> <p>(特別延長保育)</p> <p>第4条の2 (省略)</p> <p>(承認の取消)</p> <p>第5条 区長は、入室中の児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条に規定する資格を失ったとき。</p>



改正前	改正後
<p>(2) <u>第4条第4項各号</u>のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく長期間にわたって利用の実績がないとき。</p> <p>(4) 入室の申請に虚偽があることが判明したとき。</p>	<p>(2) <u>第4条第3項各号</u>のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく長期間にわたって利用の実績がないとき。</p> <p>(4) 入室の申請に虚偽があることが判明したとき。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和5年 月 日条例第 号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 1 1 6 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>足立区老人会館条例の一部を改正する条例</b>									
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課									
内 容	<p><b>1 概要</b>  足立区老人会館の施設名称を「足立区悠々会館」（現在の通称）に変更する。  また、条例内の利用者の呼称を「高齢者」に変更するため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b>  (1) 施設名称、利用者呼称の変更</p> <table border="1" data-bbox="399 833 1220 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名称</th> <th>利用者呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>老人会館</td> <td>老人</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>悠々会館</td> <td>高齢者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他条文内の文言整備</p> <p><b>3 新旧対照表</b>  別紙 4 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>  公布の日から施行する。</p> <p><b>5 他条例等における「老人」の使用について</b>  総務課の調査によると、他の条例、規則、要綱等で「老人」の記載があるものは 1 9 8 件あり、そのうち改正可能なものは 1 7 件であった。</p> <p><b>6 今度の方針</b>  施設名称等変更に伴い、施設使用申請書等の書式内の文言を変更する必要があるため、本条例案が可決された場合には、足立区老人会館条例施行規則等の一部改正手続きを行う。</p>		施設名称	利用者呼称	改正前	老人会館	老人	改正後	悠々会館	高齢者
	施設名称	利用者呼称								
改正前	老人会館	老人								
改正後	悠々会館	高齢者								

改正前	改正後
<p>○足立区<u>老人会館</u>条例 昭和53年12月 9 日条例第45号</p> <p>足立区老人会館条例を公布する。 足立区<u>老人会館</u>条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、足立区<u>老人会館</u>（以下「<u>老人会館</u>」という。）を設置することにより、<u>老人</u>の福祉の向上を図ることを目的とする。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>老人会館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 足立区<u>老人会館</u> 位置 東京都足立区西保木間四丁目 9 番 1 号 (事業)</p> <p>第3条 <u>老人会館</u>は、次の事業を行う。 (1) <u>老人会館</u>の使用に関すること。 (2) <u>老人</u>の健康の保持及び各種レクリエーションに関すること。 (3) <u>老人</u>の福祉を増進することを目的とする施設及び組織等との連絡に関すること。 (4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 (使用者の範囲)</p> <p>第4条 <u>老人会館</u>を使用できる者は、年齢が60歳以上の者とする。ただし、次の各号<u>    </u>に該当する場合は、この限りでない。 (1) <u>老人クラブ</u>等で集団的に使用するとき。 (2) <u>老人</u>の福祉向上のため使用するとき。 (3) その他区長が特別の事情があると認めるとき。 (使用料)</p> <p>第5条 <u>老人会館</u>の使用料は、無料とする。 (使用の承認等)</p>	<p>○足立区<u>悠々会館</u>条例 昭和53年12月 9 日条例第45号</p> <p>足立区老人会館条例を公布する。 足立区<u>悠々会館</u>条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、足立区<u>悠々会館</u>（以下「<u>悠々会館</u>」という。）を設置することにより、<u>高齢者</u>の福祉の向上を図ることを目的とする。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>悠々会館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 足立区<u>悠々会館</u> 位置 東京都足立区西保木間四丁目 9 番 1 号 (事業)</p> <p>第3条 <u>悠々会館</u>は、次の事業を行う。 (1) <u>悠々会館</u>の使用に関すること。 (2) <u>高齢者</u>の健康の保持及び各種レクリエーションに関すること。 (3) <u>高齢者</u>の福祉を増進することを目的とする施設及び組織等との連絡に関すること。 (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 (使用者の範囲)</p> <p>第4条 <u>悠々会館</u>を使用できる者は、年齢が60歳以上の者とする。ただし、次の各号<u>のいずれかに</u>該当する場合は、この限りでない。 (1) <u>高齢者のクラブ</u>等で集団的に使用するとき。 (2) <u>高齢者</u>の福祉向上のため使用するとき。 (3) その他区長が特別の事情があると認めるとき。 (使用料)</p> <p>第5条 <u>悠々会館</u>の使用料は、無料とする。 (使用の承認等)</p>

改正前	改正後
<p>第6条 <u>老人会館</u>を使用しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号の<u>一</u>に該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>(1) <u>老人</u>の福祉に支障があると認めるとき。</p> <p>(2)及び(3) 略 (使用権の譲渡禁止)</p> <p>第7条 略 (使用の承認の取消等)</p> <p>第8条 区長は、次の各号の<u>一</u>に該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 使用の目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) <u>前各号</u>のほか区長が必要と認めるとき。 (損害の賠償)</p> <p>第9条 使用者は、使用に際し<u>老人会館</u>の施設等を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。 (委任)</p> <p>第10条 略 付 則 この条例は、昭和54年2月1日から施行する。</p>	<p>第6条 <u>悠々会館</u>を使用しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>(1) <u>高齢者</u>の福祉に支障があると認めるとき。</p> <p>(2)及び(3) 略 (使用権の譲渡禁止)</p> <p>第7条 略 (使用の承認の取消等)</p> <p>第8条 区長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 使用の目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) <u>前2号</u>のほか区長が必要と認めるとき。 (損害の賠償)</p> <p>第9条 使用者は、使用に際し<u>悠々会館</u>の施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。 (委任)</p> <p>第10条 略 付 則 この条例は、昭和54年2月1日から施行する。 付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>